

# ひび割れ放置の維持規格の導入を許すな！

原発をひび割れたまま運転するための健全性評価基準（維持基準）が10月1日に施行されようとしています。しかし、その維持規格はまだできていません。政府は、「維持基準と耐震設計審査指針の整合性については検討していない。」「維持基準が耐震設計審査指針を満たすと言ったことはない。」と居直っています。政府の弱点はこの整合性が成り立たないことです。今闘えば、まぎわで維持規格の導入を阻止できます。緊急ですが、経済産業省原子力安全・保安院との交渉を呼びかけます。

## 経済産業省原子力安全・保安院との交渉

日時：7月4日(金)午後2時～3時

場所：衆議院第2議員会館 第3会議室

紹介議員は北川れん子社民党衆議院議員です。  
事前打ち合わせを午後1時から同じ場所で行います。  
当日参加者は必ずこの会合に出て下さい。

別紙の質問状(案)を連名で提出し、政府を追及したいと思います。全国の皆様の団体、個人の賛同をぜひお願いします。質問状(案)にご意見をお寄せ下さい。

また、交渉に一人でも多く参加下さい。全国各地からの行動参加者には交通費の半額をカンパで賄いたいと思います。1口1千円で何口でもカンパをお寄せ下さい。

6月30日を第1次締め切りとします。交渉にご参加下さる方は必ず事前に久保までご連絡下さい。



## 原子力施設の維持基準に関する公開質問状(案)

「東京電力等による一連の原発検査ひび割れ隠し、データ改ざん問題に関する公開質問状」回答(平成14年11月1日経済産業省)(以下「回答」)、内閣衆質156第49号「衆議院議員北川れん子君提出原子炉の健全性評価尺度(維持基準)に関する質問に対する答弁書」(平成15年5月27日)(以下「答弁書」)および「日本機械学会「維持規格(JSME S NA1-2000)」に関する技術評価書(案)」(平成15年4月23日原子力安全・保安院)(以下「評価書案」)に関し、公開質問状を提出しますので、真摯に2週間以内に文書回答されるよう強く求めます。

### 1. ダブルスタンダードを導入しないの意味について

回答では、「設備の健全性評価を導入した場合においても、現行制度において求める安全水準を引き下げるものではありません。また、安全性についてのダブルスタンダードを導入するものでもありません。」としています。他方、答弁書では、「発電用原子力設備の『安全基準』の水準が新設時と使用開始後とで異なるものとなることはない。」とし、「安全基準」と「安全水準」を区別しています。この答弁書の意味は、「維持基準(維持規格2000)を満たす運転中の原発施設は、新設時に満たしていた耐震設計審査指針をも満たす。」という意味ですか。それとも「維持基準(維持規格2000)を満たす運転中の原発が新設時の耐震設計審査指針を満たすか否かは基準が異なるため不明である。しかし、維持基準で保証される安全水準は耐震設計審査指針で保証される安全水準と同等だ。」という意味ですか。

これに関連して、「安全性についてのダブルスタンダードを導入しない。」とした回答の具体的な意味を示して下さい。

## 2. 安全水準は異ならない」という根拠について

答弁書では、「耐震設計審査指針と健全性評価の基準とは、その性格及び適用される場面が異なるため、耐震設計審査指針と維持規格2000との整合性については検討していない。」としています。しかし、私たちは、機器に欠陥（ひび割れ、減肉、支持具等の緩みなど）を有する原発施設が耐震設計審査指針を満たすと証明されなければ、「安全水準は異ならない。」とは結論づけられないと考えます。この私たちの考えに対する政府の見解を具体的に示して下さい。

新設時と運転時とで同等の安全性を保証するためには、適用される維持規格が複数あったとしても、同一の安全基準が新設時から寿命末期まで一貫して採用される必要があると私たちは考えます。答弁書で「耐震設計審査指針と健全性評価の基準とは、その性格及び適用される場面が異なる」ということの意味は、「耐震設計審査指針は原発の設計・建設時のみ適用され、運転中の原発施設には適用されない。」ということですか。省令62号第5条では、これまで耐震設計審査指針をどのように位置づけ、今後はどのように位置づけるのですか。

また、「耐震設計審査指針と維持規格2000との整合性」を証明しないで、「安全水準は異ならない。」となぜ主張できるのですか。そう主張できる具体的な根拠があれば、示して下さい。根拠がないのなら、維持規格2000を導入しないで下さい。

## 3. 欠陥の耐震性への動的な影響について

答弁書は、ひび割れなどの欠陥がある場合には「地震力の変化を動的に解析する手法は確立されていない。」と認めながら、国立防災科学技術センターと防災科学技術研究所の2つの実験結果を引用して「ひび割れによる固有周期への影響はほとんどない。」と結論づけています。しかし、「影響がほとんどない」のは、真っ直ぐの配管で1箇所の内側に応力腐食割れなどのき裂が入った場合にすぎません。上記の実験結果はまた、配管の曲がり部にひび割れが入った場合、減肉と同時に起きている場合、減肉やひび割れが複数箇所で見られている場合などでは、機器の地震応答が増幅される恐れがあることも明らかにしています。答弁書ではこれらの事実をなぜ無視しているのですか。

また、(1) 原発では長い配管等を支持具等で壁等に固定し、無理矢理固有周期の短い剛構造にしています。これらの支持具等が緩んだり、地震力でこれらが真っ先に破断したりすれば、配管等に大きな地震応答が生じます。さらに、(2) 上記の実験では水平方向の一次元地震動しか扱っておらず、重力と相互作用する垂直方向の地震動や衝撃破壊力が欠陥のある機器等に加わった場合の実験を行っていません。これらの(1)および(2)が機器等の耐震性に及ぼす影響を詳しく検討もしないで、なぜ、「ひび割れが耐震設計審査指針によって担保される発電用原子力設備全体の耐震性に影響を与えない。」と結論づけられるのですか。

## 4. ASME Code Section XI との関係について

「ASME Code Section XI では、それぞれの評価に対して荷重及びその組合せを具体的に規定されておらず、特に地震荷重の扱いについては明確な規定がない。」と評価書案には記されています。つまり、ASME Code Section XI は欠陥を有する原発の耐震性を十分検討していないと言えます。評価書案はこれを日本で採用することに問題はないとの前提で、維持規格の検討を進めていますが、日本のような地震国でそれが本当に適用可能か否かを判断するためには、ASME Code Section XI が耐震設計審査指針の要件を満たすかどうかを独自に検討しなければならないはずですが、なぜこの検討を徹底的に行わないのですか。

## 5. 検査精度およびき裂進展機構と維持基準について

検出精度が高いと言われた超音波探傷検査でも、溶接部近傍のひび割れについては誤差が大きいことが暴露されています。維持規格では欠陥を精度良く検出していることが大前提です。評価書案は、「検査精度が非常に悪い場合や、き裂進展機構が想定外の場合には維持規格を適用できない。」としています。検査精度の良否やき裂進展機構が想定通りか否かを誰がどのように判定するのですか。